

企画提案競争公告第1号

次のとおり企画提案競争を実施するので公告する。

平成24年 8月 1日

栗国村 新城静喜



企画提案競争実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

平成24年度栗国村文化資源活用観光推進事業委託業務

(2) 目的

栗国村の観光は、これまで島内周遊を主とした短期滞在型であったが、平成21年度から平成22年度にかけた「沖縄体験交流促進事業」により整備した「島あしび館」を核にした長期滞在型への移行を図っているところである。

しかしながら、観光地としての栗国島は、これまで殆ど知られていないのが現状である。

今後は、栗国島の歴史文化を再発見し、眠っていた観光資源を掘り起こし活用することにより、観光地としての栗国島を県内外に広く周知する必要がある。

その一環として、本村が発祥地として知られている雑踊り「むんじゅる節」を生かした様々なイベント等や関連商品の開発を行い、観光地としての知名度を上げることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 委託金額

金22,000千円以内（消費税込）

但し、この金額は企画提案のために設定した金額であり、

実際の契約金額と異なる場合がある。

(5) 業者選定方法

公募によるプロポーザル（企画提案書）方式

2. 企画競争参加要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- ②栗国村での競争入札参加資格を有していること。同資格を有していない場合は、登録を行うこと。
- ③沖縄県に本店を設置し、委託業務の実施に当たっては必要時に本村に職員の派遣を行える者。
- ④本業務と同種又は類似の観光関連業務に関する相当な実績を有すること。
- ⑤暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第17号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑥本業務を行う意思及び具体的計画を有し、かつ上記に掲げる業務内容を的確に実施できる能力を有すること。
- ⑦本業務に従事する正副2名以上の担当者を割り当て、事務について十分な執行体制をとること。

3. 提案書提出までの手続等

(1) 問い合わせ先・提案書提出先

〒901-3792 栗国村字東367番地
栗国村役場 経済課観光係
TEL098-988-2033 FAX098-988-2464

(2) 参加表明書の提出

①提出書類

参加表明書（様式1～3）1部

②提出期限

平成24年8月8日（水）午後5時15分必着

③提出方法

窓口への持参又は郵送とする。なお、持参による受付は、執務時間中とする。

(3) 提案書提出者の選定方法、選定基準及び選定概数等

①選定方法

参加表明書で提示された内容等により総合的に行う。

②提案書提出者を選定するための基準

別紙1「プロポーザル提案書提出者選定基準」のとおり

③選定する概数

おおむね5者

④選定結果は、参加表明書の提出者に文書で通知する。

⑤選定結果に対して異議申し立てすることはできない。

⑥選定結果に関する質問には回答しない。

(4) 提案書の提出

①提出書類

応募申請書（様式5）及び提案書（別紙2「プロポーザル提案書作成要領」により作成）

②提出期限

平成24年8月24日（金）午後5時15分必着

③提出方法

窓口への持参又は郵送とする。なお、持参による受付は、執務時間中とする。

4. 受託者の特定

(1) 受託者を特定するための評価方法及び評価基準

①提出された提案書の内容等を評価基準に基づいて書類審査を行う。なお、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

②受託者を特定するための評価基準は、別紙3「プロポーザル評価基準」による。

(2) 受託者の特定及び特定結果の通知

①受託者は、評価基準に基づく評価の最も高い者とする。

②審査結果については、提案者に文書で通知する。

③審査結果に対して異議申し立てすることはできない。

④審査結果に関する質問には回答しない。

5. 募集から受託者特定までのスケジュール（平成24年）

- ①手続き開始の公表
8月1日（水）
- ②参加表明書の提出期限
8月8日（水）
- ③提案書提出者の選定（選定委員会開催）
8月9日（木）
- ④選定通知及び提案書提出要請書送付
8月10日（金）
- ⑤提案書の提出期限
8月24日（金）
- ⑥プレゼンテーション及びヒアリング実施
8月29日（水）
- ⑦提案書の審査、受託者の特定（選定委員会開催）
8月30日（木）
- ⑧特定結果の通知
8月31日（金）

6. その他留意事項

- ①提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出することができないものとする。
- ②参加表明書、提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ③参加表明書または提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- ④提出された参加表明書及び提案書は返却しない。
- ⑤提出された参加表明書及び提案書は、提案書の提出者の選定及び受託者の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- ⑥提出期限以降における参加表明書または提案書の差換え及び再提出は認めない。
- ⑦提案書に記載した予定技術者等は、病休、死亡、退職等の特別な場合を除き、変更できないものとする。